

参考資料

(運輸安全マネジメント制度の今後の展開について 関連)

国土交通省 大臣官房
運輸安全監理官室
平成28年12月19日

運輸安全マネジメント制度の概要

- 過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要。
- このため、陸・海・空の各事業法を改正し(平成18年3月公布)、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート。
- これまでの10年間で、約5000者の運輸事業者に対して評価を実施し、運輸事業者の安全性向上に大きく寄与。

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者において、経営トップのリーダーシップの下、安全統括管理者(役員クラス)の選任及び安全管理規程の作成を義務付け、安全管理体制の構築・運営を支援

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 安全方針の策定・周知 | ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 |
| ② 安全重点施策の策定、見直し | ⑤ 教育・訓練の実施 |
| ③ コミュニケーションの確保 | ⑥ 内部監査の実施 等 (14項目) |



国土交通省の運輸安全マネジメント評価

本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、**継続的改善**に向けてプラス評価や助言を実施。

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等**経営部門**に対するインタビュー等を通じた**予防安全型の支援制度**

【主な特徴】

- 事業者の安全管理体制の構築・改善の状況等を確認しガイドラインに沿って評価・助言(自らのやる気喚起型)
- 経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体制の構築・改善(スパイラルアップ)を期待
- 自主的な取組の促進を期待(結果に強制力なし)
- 漢方薬のように中長期的に効果が発現することを期待(体質改善)

相互補完的に密接に作用

保安監査

事業者の**現場**における業務実施状況のチェックを通じた**事後監督制度**

【主な特徴】

- 事業者の法令、命令事項等に対する遵守状況等を確認し改善命令(是正型)
- 現場における施設や取組内容等の法令等への適合を意図
- 改善命令等による改善を意図
- 外科療法や風邪薬のように短期的に効果が発現することを意図(即効性)

「運輸安全マネジメント評価」の実施イメージ

運輸安全マネジメント評価の実施の様子



＜運輸安全マネジメント評価日程例＞

1 日 目	10:00	オープニングミーティング
	10:30	経営トップインタビュー
	13:00	安全統括管理者インタビュー
	14:30	安全推進室長インタビュー
	16:00	文書・記録の確認
	17:00	初日終了

2 日 目	9:30	文書・記録の確認
	10:30	評価担当者打合せ
	16:00	クロージングミーティング
	16:30	評価終了

運輸安全マネジメント評価報告書（例）

Ref. No 2016V15 (B)	評価日	平成28年8月17日～18日
運輸安全マネジメント評価報告書(第2回)		
事業者名: 柴刈観光バス株式会社	評価実施場所: 東京都港区1-2-3	
代表者名: 代表取締役社長 東京 一郎	評価チームリーダー: 運輸安全調査官 国土 太郎	
<p>総評:</p> <p>御社における安全管理体制の構築及び改善に関する取組みについては、経営トップをはじめ社員が一丸となって安全の確保に取り組んでおり、以下に掲げる項目については、見直し・改善がなされており、評価いたします。</p> <p>① 安全管理体制上の課題を把握し、これを改善する経営トップの主体的な関与</p> <p>②</p> <p>一方、安全文化の醸成と定着を図り、安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組みが不可欠であることから、引き続き、経営トップが主体的かつ積極的に関与して頂くとともに、以下に掲げる項目について、更なる取組みを講じることについてご検討下さい。</p> <p>① 重大事故等を想定した訓練を定期的実施されること</p> <p>②</p>		
署 名: 評価チームリーダー(運輸安全調査官) 国土 太郎		
備考	運輸安全マネジメント評価(第1回) 平成27年8月13日～14日	

鉄道モード (744者)

自動車モード (4,382者)

各モード合計 (9,657者)

海運モード (4,461者)

航空モード (70者)

評価対象事業者

鉄軌道
JR7者 大手民鉄16者 公営地下鉄9者 計32者
準大手民鉄5者 その他の鉄軌道事業者175者 計180者
索道
532者

評価対象事業者

バス	タクシー	トラック	合計
保有車両 200両以上 96者	保有車両 300両以上 37者 〔全ての車両の約1割〕	保有車両 300両以上 167者 〔全ての車両の約2割〕	4,382者 〔青色部分合計〕
保有車両 200両未満 4,082者	約2,200者	約120,000者	約120,000者 〔黄色部分合計〕
↑ 高速乗合バスを追加 すべての貸切バスと (注3)	300両未満 約50,600者 (うち、個人タクシー 約37,000者)	300両未満 約62,500者 (軽貨物運送事業者を除く)	

対象外

評価対象事業者

大手・中堅事業者 478者
小規模事業者 3,983者

評価対象事業者

特定本邦航空運送事業者 (注1) 15者
特定本邦航空運送事業者以外の 本邦航空運送事業者 (注2) 55者

(注1) 運航する航空機の客席数が100席以上又は最大離陸重量50,000キログラム以上である事業者。

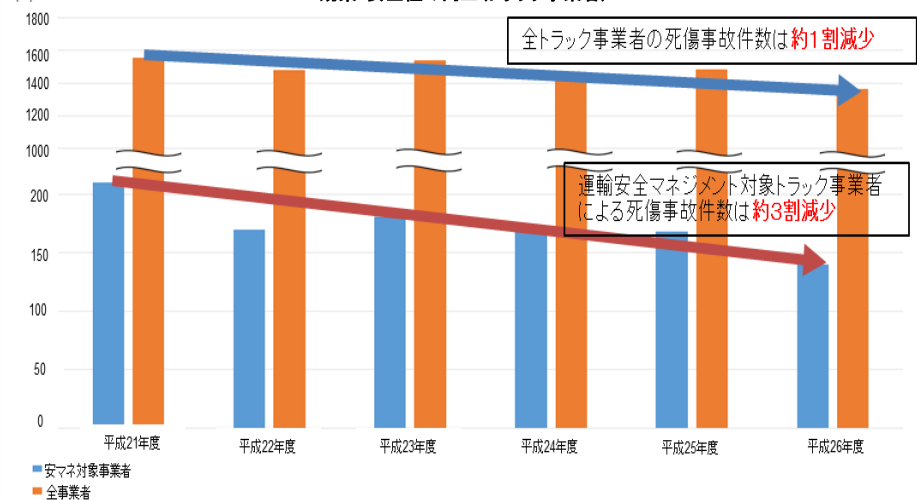
(注2) 運航する航空機の客席数が30席未満かつ最大離陸重量15,000キログラム未満の事業者については、平成23年4月1日より評価対象。

(注3) 貸切バス事業者については、関越道高速ツアーバス事故を踏まえ、平成25年10月1日より評価対象。保有車両台数50両未満の上位1,900者への効率的評価を今年度から本格実施。下位1,900者への評価については現在検討中。

(事業者数は平成28年4月1日時点)

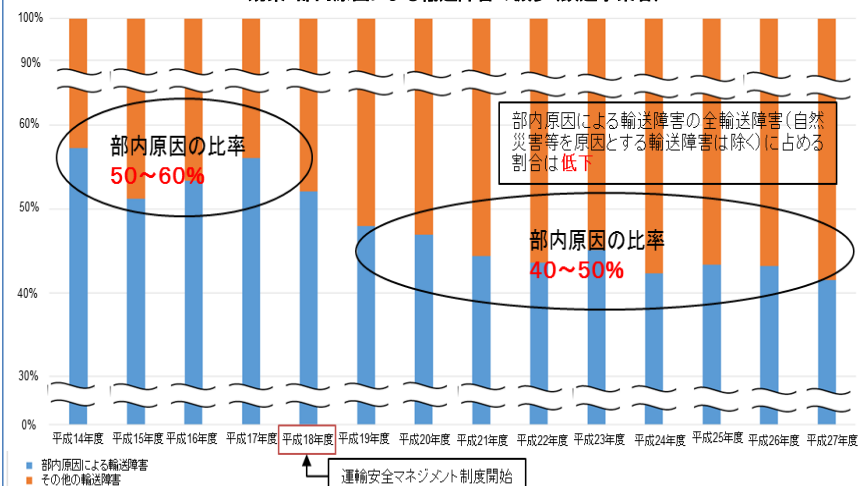
運輸安全マネジメント制度の効果

効果:安全性の向上(トラック事業者)



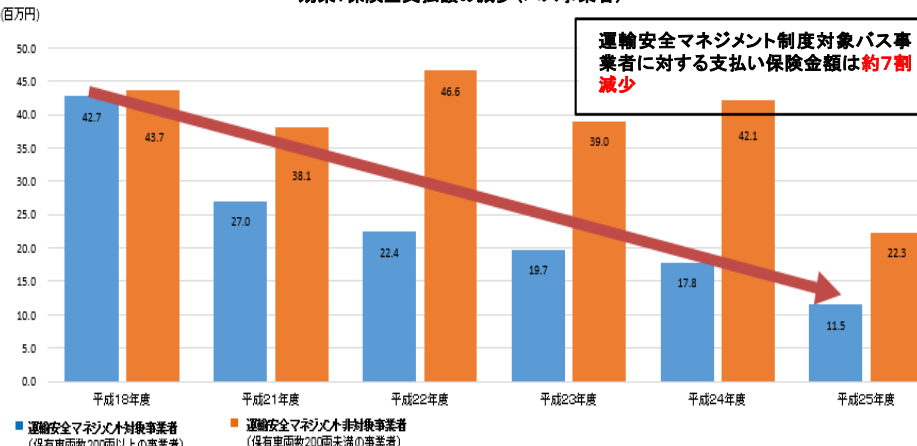
○運輸安全マネジメント制度対象トラック事業者:保有車両数300両以上の事業者。
 ○自動車局資料より作成。

効果:部内原因による輸送障害の減少(鉄道事業者)



○輸送障害とは列車の運転を休止したものを又は旅客列車にあっては30分(旅客列車以外にあっては1時間)以上遅延を生じた事象をいう。
 ○部内原因とは発生した輸送障害のうち主たる原因が、鉄道係員、車両、鉄道施設等に起因するものをいう。
 ○鉄道局資料より作成。

効果:保険金支払額の減少(バス事業者)



○任意保険契約台数1000台当たりに換算した支払保険金額(対人傷害事故、対物事故及び自損事故)。
 ○保険会社の協力により、任意保険契約を締結している事業者の中から上記カテゴリー毎に無作為に20~40程度抽出し、各年度における支払保険金を集計した。
 (安全管理規程作成等が義務付けられていない事業者は、比較規模の大きいものから抽出)

経営トップ等の生の声(シンポジウム発言より)

■鉄道事業者(本社:関東)取締役

- 運輸安全マネジメントは、事業者にとって受け入れやすい制度であり、安全に対する取組を浸透させるにも非常に効果があると感じる。
- 経営者側の「安全に関する取り組む姿勢」が浸透することによって、個々の乗務員の安全意識等が向上した。
- ヒヤリ・ハット収集の必要性が浸透し、提出数が増加する等、具体的な効果がある。

■バス事業者(本社:近畿)代表取締役社長

- 安全施策に体系化と継続性を持たせることができた。
- 重点取組すべき対象事故を決め、年間計画に反映している。
- 事故データを文書・記録として保管・分析することで、安全管理の方針の精度が年々上がってきているとマネジメントの成果を痛感。

■フェリー事業者(本社:九州)代表取締役社長

- 経営者と現場、船上と陸上それぞれの考えをぶつけ合う取組を強力に進めている。
- 制度が始まり、科学的、系統的に安全を捉えることができるようになったと実感。
- 記録し、分析し、改善していくというシステムが回り始めた。

■航空事業者(本社:関東)代表取締役副社長等

- 経営者側が安全最優先のメッセージをグループ全社員へ発信したことで、現場が大変心強く思っている。
- 従業員一人一人が安全について何を改善すべきと考えているかなどを把握するため、経営者側が出向いて直接現場とコミュニケーションを図っている。

運輸安全マネジメント制度に関する実績

運輸安全マネジメント評価対象事業者数：9,657者（平成28年4月1日時点）

○運輸安全マネジメント評価実施状況

	鉄道			自動車				海事			航空	合計
	鉄軌道	索道	合計	バス	タクシー	トラック	合計	旅客船	貨物船	合計		
運輸安全マネジメント評価対象事業者数	212者	532者	744者	4,178者	37者	167者	4,382者	3,831者	630者	4,461者	70者	9,657者
評価対象事業者のうち評価を実施した事業者 （平成18年度～平成27年度末時点）	211者	532者	743者	312者	37者	132者	481者	3,095者	569者	3,664者	50者	4,938者
平成27年度末までの実施率	99.5%	100%	99.9%	7.5%	100%	79.0%	11.0%	80.8%	90.3%	82.1%	71.4%	51.1%

注1：平成27年度に実施した評価は537者。

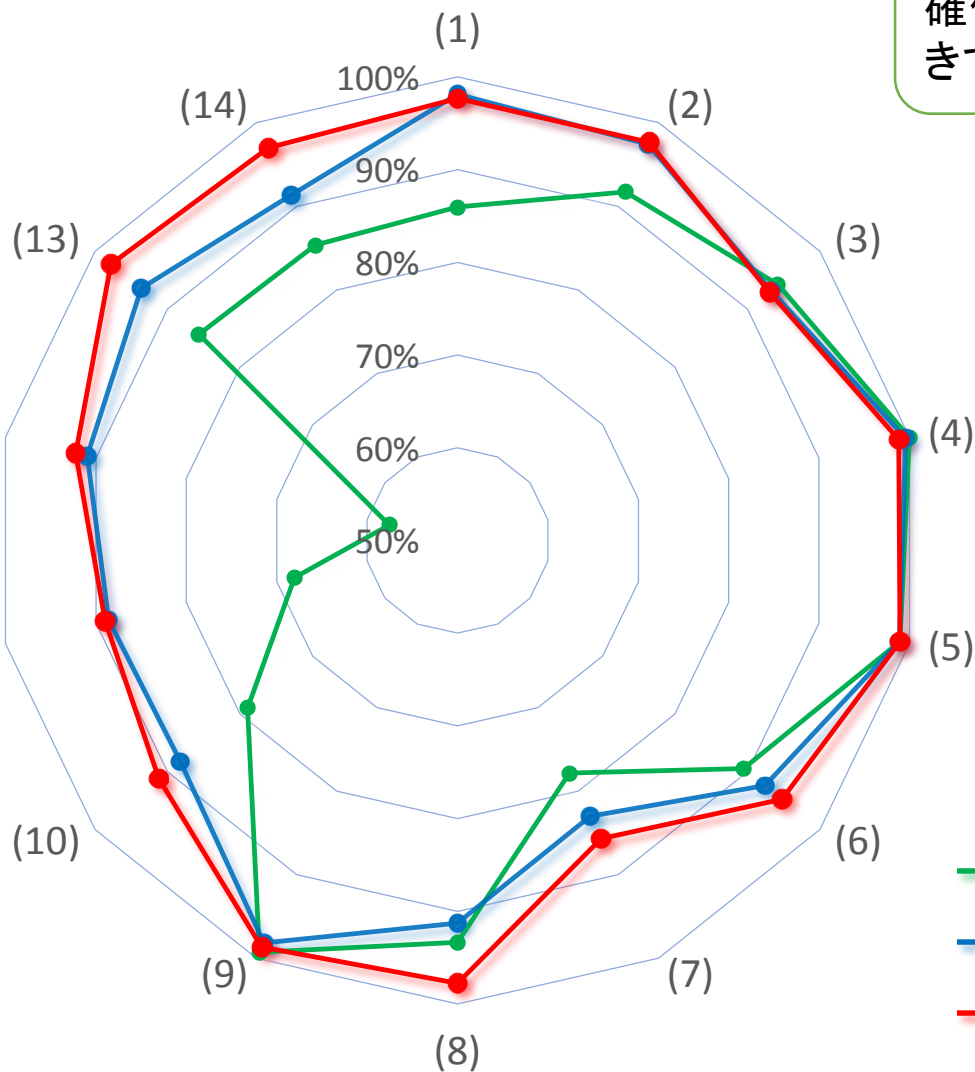
注2：業種によっては新規参入又は退出が頻繁に行われるものもある。

○運輸安全マネジメントセミナー実施状況

開催回数：335回
 受講者数（延べ数）：17,536人
 （平成27年度末時点実績）

	本省	地方運輸局	合計
開催回数	267回	68回	335回
受講者数	2,722人	14,814人	17,536人

評価項目別の取組状況の充足率
(本省評価対象事業者)



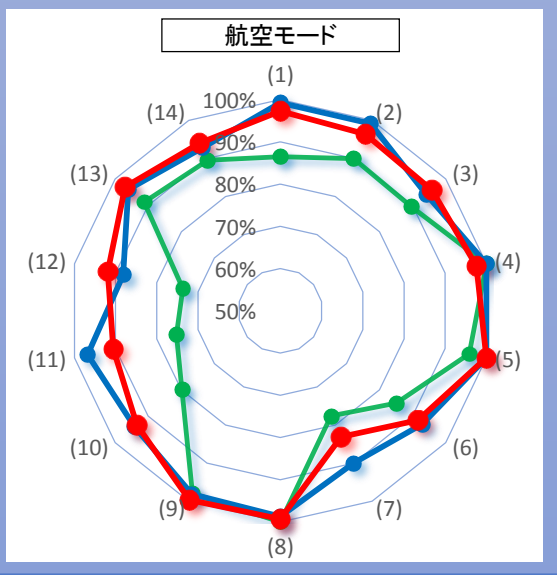
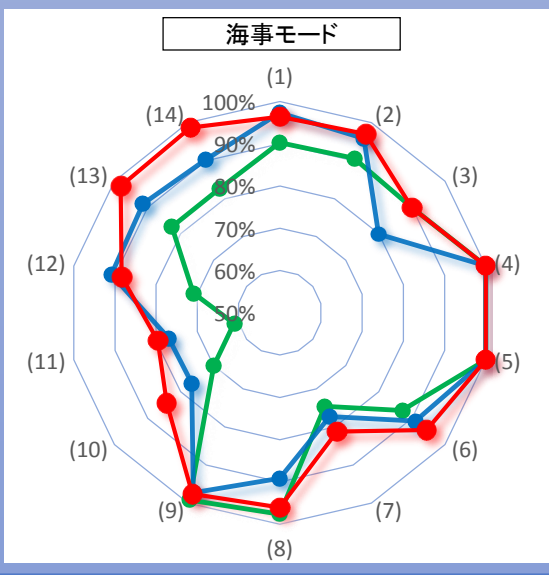
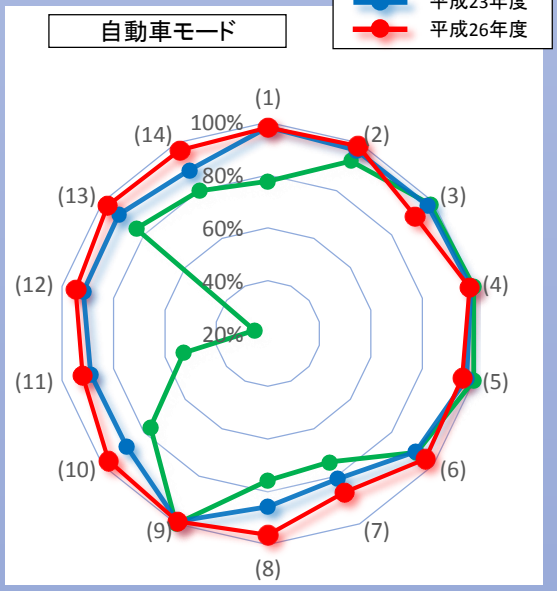
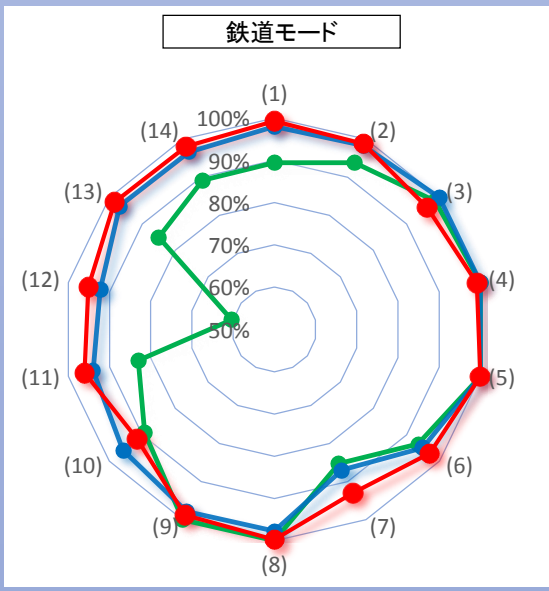
平成18年10月の制度導入から、輸送の安全確保のための取組が年を追うごとに充実してきている。

- 評価項目**
- (1) 経営トップの責務
 - (2) 安全方針
 - (3) 安全重点施策
 - (4) 安全統括管理者の責務
 - (5) 要員の責任・権限
 - (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
 - (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
 - (8) 重大な事故等への対応
 - (9) 関係法令等の遵守の確保
 - (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
 - (11) 内部監査
 - (12) マネジメントレビューと継続的改善
 - (13) 文書の作成及び管理
 - (14) 記録の作成及び維持

● 平成19年度
● 平成23年度
● 平成26年度

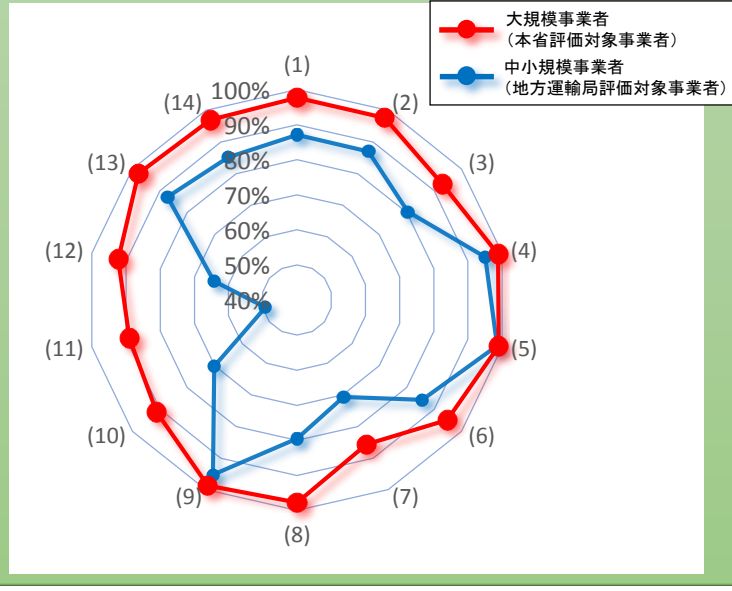
評価項目別の取組状況の充足率(輸送モード別)(平成19,23,26年度)

- 平成19年度
- 平成23年度
- 平成26年度



評価項目別の取組状況の充足率(事業規模別)(平成26年度)

- 大規模事業者 (本省評価対象事業者)
- 中小規模事業者 (地方運輸局評価対象事業者)



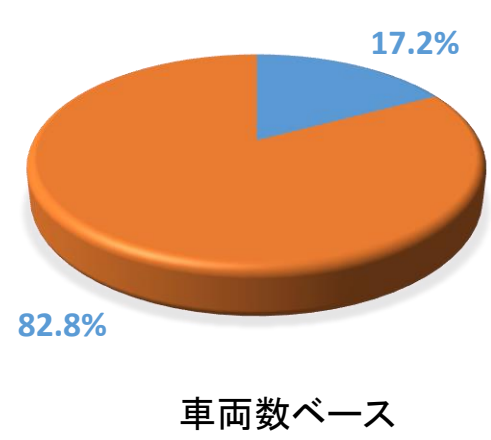
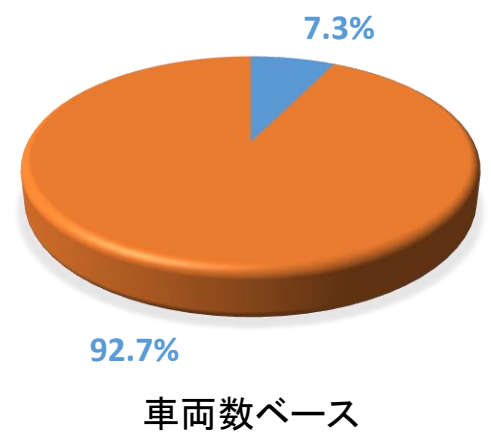
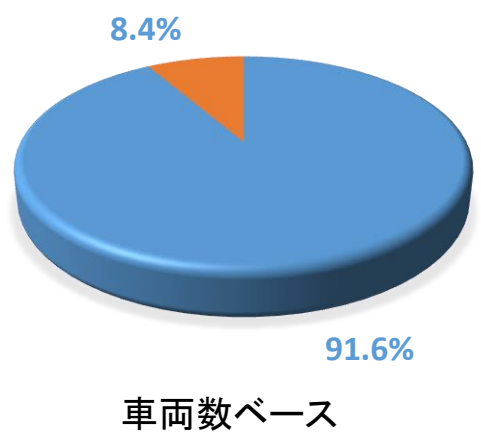
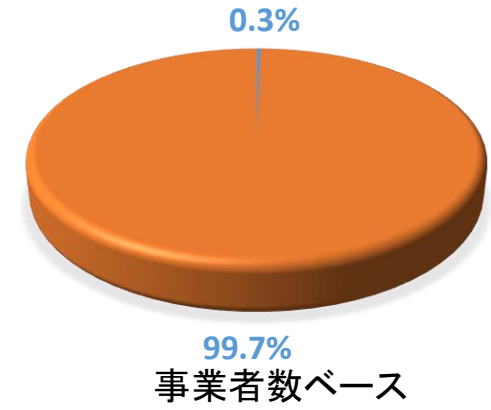
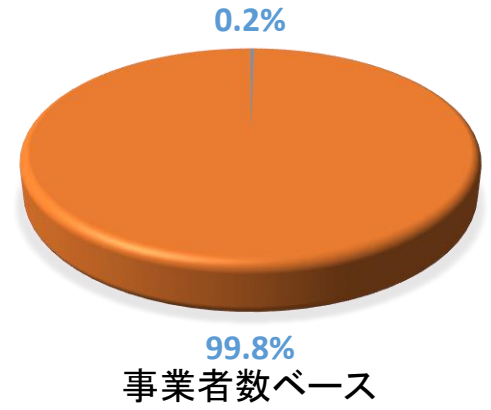
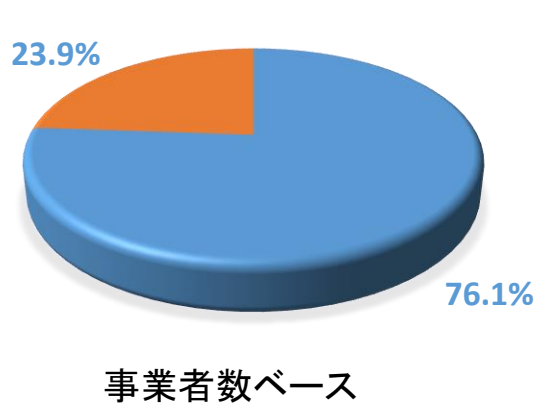
評価項目

- (1) 経営トップの責務
- (2) 安全方針
- (3) 安全重点施策
- (4) 安全統括管理者の責務
- (5) 要員の責任・権限
- (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
- (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
- (8) 重大な事故等への対応
- (9) 関係法令等の遵守の確保
- (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
- (11) 内部監査
- (12) マネジメントレビューと継続的改善
- (13) 文書の作成及び管理
- (14) 記録の作成及び維持

バス事業

ハイヤー・タクシー事業

トラック事業



新たなリスクと考えられる分野への対応

- 社会環境の変化に応じて、災害や感染症、テロ等新たなリスクが生じている。
- こうした新たなリスクに対して、経営トップが関心を持ち、会社全体で事前の対応策を検討しておく必要。
- 運輸安全マネジメント評価においても、新たなリスクについて経営トップの意識の喚起や会社が一丸となった取組の充実を促すために、以下につき評価・助言を行っていくことが必要。
 - ・緊急時対応マニュアルの作成
 - ・事業継続計画（BCP）の策定
 - ・会社全体での訓練・教育
 - ・必要な資機材等の確保・準備
 - ・日常から実施することができる取組と効果の検証（防犯カメラの設置等）
 - 等

災害時の対応の例



●災害時の緊急対応、事業継続

感染症対策の例



●消毒マットの設置

テロ対策の例



●防犯カメラの設置

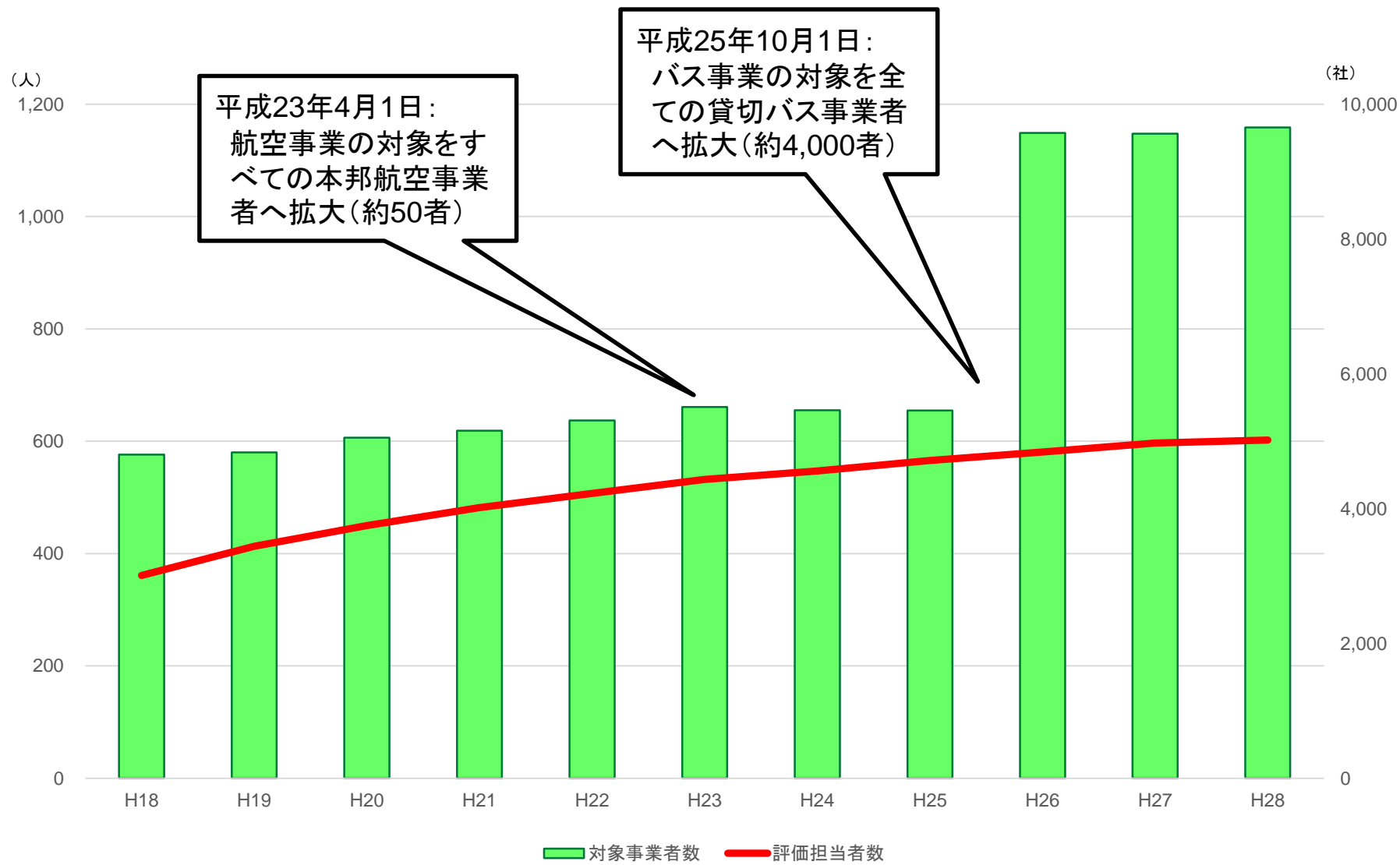


●テロ訓練等の実施



●警察との連携強化・巡回警備





平成23年4月1日:
航空事業の対象をすべての本邦航空事業者へ拡大(約50者)

平成25年10月1日:
バス事業の対象を全ての貸切バス事業者へ拡大(約4,000者)

注1: 事業者数は各年4月1日現在(但し、平成18年度については10月1日)
注2: 評価担当者数は各年度の鉄道監査官、自動車監査官及び運航労務監理官の員数の合計